

船橋市条例第28号

船橋市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例をここに公布する。

令和元年12月25日

船橋市長 松戸 徹

船橋市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。